

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	株式会社 京都銀行			コード	8369
提出日	2020/5/26	異動（予定）日	2020/6/26		
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会に社外役員の選任議案が付議されるため				
☒ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）					

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）												異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l		
1	小石原範和	社外取締役	○										○	○	△		有
2	小田切純子	社外取締役	○										○				有
3	大藪千穂	社外取締役	○										○			新任	有
4	佐藤信昭	社外監査役	○										○				有
5	石橋正紀	社外監査役	○										○				有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	・当人とは当行において通常の銀行取引はありますが、取引の規模や性質に照らして、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと考えられることから、概要の記載を省略します。 ・当人が副知事を務めていた京都府との間で指定金融機関としての取引、預金・貸出金等の取引があり、寄付も行っていますが、その規模や性質に照らして、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと考えられることから、概要の記載を省略します。 ・当人が理事長を務める京都府住宅供給公社とは当行において、通常の銀行取引はありますが、取引の規模や性質に照らして、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと考えられることから、概要の記載を省略します。また当行公務・地域連携部長が監事として相互就任しています。	一般株主と利益相反が生じるおそれがなく、長年にわたる行政の責任者として豊富な経験と幅広い知見を有しており、その経験と知見を活かし独立した立場からの助言や監督が期待できるため
2	・当人とは当行において通常の銀行取引はありますが、取引の規模や性質に照らして、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと考えられることから、概要の記載を省略します。	一般株主と利益相反が生じるおそれがなく、長年にわたる大学教授としての豊富な経験と幅広い知見を有しており、その経験と知見を活かし独立した立場からの助言や監督が期待できるため
3	・当人とは当行において通常の銀行取引はありますが、取引の規模や性質に照らして、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと考えられることから、概要の記載を省略します。	一般株主と利益相反が生じるおそれがなく、長年にわたる大学教授としての豊富な経験と幅広い知見を有しており、その経験と知見を活かし独立した立場からの助言や監督が期待できるため
4	・当人とは当行において通常の銀行取引はありますが、取引の規模や性質に照らして、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと考えられることから、概要の記載を省略します。また、当人と当行において平成27年3月まで顧問弁護士として顧問契約を締結していましたが、取引の規模や性質に照らして、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと考えられることから、概要の記載を省略します。	一般株主と利益相反が生じるおそれがなく、弁護士として法務に精通しており、その経験および幅広い知見から当行の経営について客観的・中立的な監査が期待できるため
5	・当人とは当行において通常の銀行取引はありますが、取引の規模や性質に照らして、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと考えられることから、概要の記載を省略します。	一般株主と利益相反が生じるおそれがなく、公認会計士・税理士として財務および会計に相当程度の知見を有し、その経験および幅広い知見から当行の経営について客観的・中立的な監査が期待できるため

4. 補足説明

上記2、小田切純子氏については、職業上使用している氏名であることから上記のとおり表記しておりますが、戸籍上の氏名は林純子氏であります。

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。